

本号で公布された条例のあらまし

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）（人事課）

一 趣旨

行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、職員の服務に関する宣誓書について署名及び押印を要しないこととするための改正

二 内容

- (一) 条文から署名を求める規定を削る
- (二) 別記様式「宣誓書」から印を削る

三 施行期日

公布の日から施行する。